

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 14 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

ねんきん特別便により、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて夫が行っており詳細は分からないが、夫が私の国民年金保険料も一緒に納付してくれていたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、加入期間について納付済み又は免除となっており、申立人及びその夫の国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 2 月に夫婦連番で払い出され、夫婦の 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人に係る申立期間①の保険料を除き、すべて納付されており、申立人の夫がこの保険料のみを納付していなかったとは考え難い。

さらに、申立期間①は 9 か月と短く、この期間の国民年金保険料が納付されていることについて、特に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、申立人の夫の国民年金保険料についてみると、申立期間②の一部（昭和 40 年 4 月から同年 12 月まで）については、申請免除となっている上、申立期間②直後（昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで）については、申

立人の国民年金保険料が申請免除されているのに対し、昭和 43 年 4 月に過年度納付されており、申立人に係る申立期間②の国民年金保険料が夫婦一緒に納付されていたとは認め難い。

また、申立人に係る申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和34年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人が昭和38年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和37年9月から38年2月までの標準報酬月額については、2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月2日から同年12月1日まで
② 昭和37年9月11日から38年3月1日まで

A社に採用され、B本社に勤務した後、C営業所設立のためCに異動となり、その後再びB本社に戻った。この間、継続して勤務していたにもかかわらず、C営業所に異動となった申立期間①とB本社に戻る前の申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。勤続20年の表彰状もあり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の記録及び申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は、申立期間①について、A社に勤務し（昭和34年11月に同社B本社から同社C営業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社C営業所は、昭和34年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人に係る申立期間①の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立人に係る昭和34年11月の標準報酬月額については、社会保

険事務所の記録（昭和 34 年 10 月の標準報酬月額）から、1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人に係る雇用保険の記録及び申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は、申立期間②について、A社C営業所に勤務していたと推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社C営業所における被保険者資格の喪失日は昭和 37 年 9 月 11 日となっているが、同営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録された申立人に係る被保険者資格の喪失日は同年 3 月 11 日と異なる日付となっている上、同名簿によると、いずれの資格の喪失日より後の同年 10 月に申立人に係る標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認でき、事業主は、申立人が同年 9 月 11 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったとは考えられない。

さらに、申立人が申立期間②当時に婚約中であつたその妻にあてた手紙（複数）から、申立人がA社C営業所において勤務に精励していた様子が見え、この間に申立人の勤務時間や勤務形態等に変更があつたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立人に係る昭和 37 年 9 月から 38 年 2 月までの標準報酬月額については、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2 万 8,000 円とすることが必要である。

岡山厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和33年3月1日に、喪失日に係る記録を同年5月1日とし、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年3月1日から同年5月1日まで

昭和31年4月1日にB社（現在は、C社）に就職した後、その子会社であるA社のD工場を開設する準備のため、33年3月1日に同社E本社に転籍し、研修を受けた後の同年5月1日にD工場の建設現場の監督として異動となった。この間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び申立人の同僚（複数）の証言から、申立人は、B社のグループ会社に継続して勤務し（昭和33年3月1日にB社からA社E本社に異動、同年5月1日に同本社からA社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和33年3月及び同年4月の標準報酬月額については、A社D工場に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和33年5月の標準報酬月額）から、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていないと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月1日から9年12月25日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年4月から同年8月までは24万円に、同年9月から9年5月までは22万円に、同年6月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年12月25日まで
厚生年金の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている給与月額に比べて低い額となっているので、これを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間の一部（平成8年4月1日から9年12月25日まで）について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を超える報酬月額の支払を受け、この報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る上記期間の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成8年4月から同年8月までは24万円に、同年9月から9年5月までは22万円に、同年6月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成8年4月1日から9年12月25日までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）が記録している標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は上記報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年7月1日から8年4月1日までについては、給与明細書から確認できる報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額（20万円）よりも高額ではあるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致し、特例法に基づく保険給付の対象とならないことから、同法に基づく記録の訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

昭和32年4月にA社C支店に就職し、途中、同社D営業所に転勤した後、36年8月に退社するまで継続して同営業所で勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社D営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録（昭和32年10月の標準報酬月額）から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、事業主は昭和33年8月1日を申立人の被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年12月10日は21万3,000円、18年7月25日は14万7,000円、同年12月25日は20万8,000円、19年7月25日は14万6,000円、同年12月25日は6万円、20年1月25日は13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月25日
⑤ 平成19年12月25日
⑥ 平成20年1月25日

A社から申立期間に支払われた賞与について、事業主は社会保険事務所(当時)に届出をしておらず、標準賞与額に係る記録が無いため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給料支払明細書及び申立てに係る事業所が関係している商工会が保管する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が賞与から源泉控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記の給料支払明細書等において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平

成 17 年 12 月 10 日を 21 万 3,000 円、18 年 7 月 25 日を 14 万 7,000 円、同年 12 月 25 日を 20 万 8,000 円、19 年 7 月 25 日を 14 万 6,000 円、同年 12 月 25 日を 6 万円、20 年 1 月 25 日を 13 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から回答を得ることはできず、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月10日は21万3,000円、18年7月25日は14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年7月25日

A社から申立期間に支払われた賞与について、事業主は社会保険事務所(当時)に届出をしておらず、標準賞与額に係る記録が無いため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給料支払明細書及び申立てに係る事業所が関係している商工会が保管する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が賞与から源泉控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額の記録については、上記の給料支払明細書等において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年12月10日を21万3,000円、18年7月25日を14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から回答を得ることはできず、これを

推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成17年12月10日は21万3,000円、18年7月25日は14万7,000円、同年12月25日は17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月25日

A社から申立期間に支払われた賞与について、事業主は社会保険事務所(当時)に届出をしておらず、標準賞与額に係る記録が無いため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立てに係る事業所が関係している商工会が保管する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が賞与から源泉控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額又は社会保険料控除額から、平成17年12月10日を21万3,000円、18年7月25日を14万7,000円、同年12月25日を17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から回答を得ることはできず、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月28日から同年8月1日まで

昭和36年6月1日から平成5年1月まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、昭和37年7月28日にA社C工場から同社D営業所に転勤になった際の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場（適用事業所名は、A社）から同社D営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、A社D営業所は昭和37年8月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、本来、同日まで引き続きA社において厚生年金保険被保険者であるべきであったと考えられ、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録（昭和36年9月の標準報酬月額）から1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和50年8月16日に訂正し、同月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月16日から同年9月16日まで

昭和50年8月16日付けでC社（現在は、D社）E工場からA社B事業所に転勤し、平成9年12月に退職するまで継続して勤務した。それにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管する退職証明書（写し）及び労働者名簿から、申立人は、申立てに係るグループ会社に勤務（昭和50年8月16日にC社E工場本事務所からA社B事業所に異動）していたことが認められる。

また、D社は、「A社B事業所が社会保険事務所（当時）に提出した厚生年金保険被保険者資格取得届は誤りであり、資格取得日は、昭和50年9月16日ではなく同年8月16日が正しく、厚生年金保険料も引き続き控除していた。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和50年8月の標準報酬月額については、A社B事業所に係るオンライン記録（昭和50年9月の標準報酬月額）から、17万円とすることが必要である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、D社が保管するA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の資格取得日が昭和50年9月16日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、

事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 53 年 3 月まで

昭和 45 年 2 月か 3 月ころに市役所又は社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続きを行い、市役所で毎月、国民年金保険料を納付した。また、妻と一緒に暮らすようになった 45 年 11 月ころからは経営する店の売上げから妻に現金を渡し、妻が夫婦と母親の国民年金保険料を市役所又は社会保険事務所で毎月納付したはずである。それにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 8 月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 45 年 1 月から 52 年 6 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は 99 か月に及び、これほどの長期にわたり行政の記録管理に誤りが生じるとは考え難い上、申立人の国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付金額等）に係る記憶は曖昧であり、それについて具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 57 年 4 月まで
昭和 57 年 5 月に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を現金により一括して納付したにもかかわらず、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は、平成 2 年 6 月に昭和 41 年の 20 歳となった時点までさかのぼって国民年金に加入したことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所は、申立期間当時、国民年金の加入手続を取り扱っていなかったと回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、申立人から聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付金額等）は明らかではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月
② 平成6年3月

ねんきん特別便により、申立期間が国民年金に未加入となっていることを知った。平成5年及び6年とも3月30日付けの退職なので3月は厚生年金保険の未加入期間となるとの説明を勤務先で受けていたことから、時期は記憶していないが、市役所で国民年金の加入手続きを行い、それぞれ、約1万円であった国民年金保険料を銀行で納付したはずである。

また、年金手帳に申立期間の加入に係る記載が無く不安であったため、平成7年3月に転入した市で国民年金の加入状況を確認してもらったところ、「大丈夫ですよ。」と回答された記憶があり、申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入状況（加入時期、加入場所等）及び国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付場所等）についての記憶が曖昧である。

また、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金電算記録に申立人の加入記録は無い上、申立人が所持する年金手帳及び申立人が平成7年3月に転入した市が保管する国民年金電算記録から、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続きを行ったのは同月以降であると推認でき、申立期間の国民年金保険料をその当時に納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月

平成6年4月から10年3月まで県外に所在する大学院の学生であった。この期間の国民年金保険料は実家の両親が納付しており、父親の平成9年分の確定申告書（控え）において12か月分の国民年金保険料の控除が確認できる。当時の確定申告は、国民年金保険料の領収書を提示した上で申告書が受理されていたため、申立期間の国民年金保険料は納付されているはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が税務署に提出した平成9年分確定申告書（控え）に記載（申告）された申立人の国民年金保険料の金額（15万2,100円）は、9年1月から同年12月までの保険料額と一致する。

しかしながら、オンライン記録（国民年金保険料の収納日）から確認できる、平成9年中に納付された申立人の国民年金保険料の額は、8年11月から申立期間直前の9年8月までの12万5,500円であり、上記の申告額と一致しない。仮に、申立期間の保険料（1万2,800円）が平成9年中に納付されていたとしても、同年中に納付された国民年金保険料の額（平成9年分確定申告に申告すべき保険料額）は、上記の申告額を下回る事となる。当時は確定申告書に納付した保険料に係る領収書の添付が義務付けられておらず、領収書が無くても確定申告書は受理していたとの税務署の回答を踏まえると、上記の申告額は、実際に納付された国民年金保険料の額ではなかったものと考えられる。

また、申立人は、平成3年4月から厚生年金保険に加入する10年3月までの国民年金保険料については、申立期間を除き、すべて納付しており、その納付方法は、申立期間前後の保険料の収納日から判断して、当該月の保険料を翌月末に口座振替する方法によっていたものと推認されるが、申立期間直後の9年10月及び同年11月の保険料は、納付期限（翌月末）を過ぎた10年1月にまとめて納付されていることが確認できる。このことに関して、申立

人が居住していた市は、「預金口座の残高不足により口座振替ができなかった場合は、原則、翌々月にまとめて振り替えている。ただし、四半期の期末月（6月、9月、12月及び3月）の保険料が振替できなかった場合は、別途、納付書を発行していた。」と説明しており、四半期末月になる申立期間の国民年金保険料については、口座振替ができず、納付書が発行されたと考えられるにもかかわらず、申立人及びその母親にこの保険料を納付書により納付した記憶がない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

A社に採用されて以降 3 年間の給与明細書に記載されている給与月額は年金事務所に記録されている標準報酬月額よりも高い額となっているので、給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間に係る申立てについて厚生年金保険料の控除額をみると、それは、申立人が所持している給与明細書から、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の額と同じ額又はそれよりも低い額となっていることが確認できる。

また、申立てに係る事業所が加入していた厚生年金基金が管理する加入員異動履歴における申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、全般的に実際に支給された給与月額と比べ低い額となっていると感じられ、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人と同じ職種であったとする同僚（複数）の標準報酬月額は申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚のそれと比べ特段低額であるという状況は見当たらない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額がさかのぼって低く訂正されたような形跡はなく、記録管理に不自然さはみられない。

さらに、申立てに係る事業所は、「賃金台帳等の関係資料は残っておらず、申立人に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額は確認できない。」と回答している。

加えて、社会保険事務をすべて行っていたとされる当時の事業主は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間当時に勤務していたA社では、給与月額が下がったことはなく、申立期間の標準報酬月額がそれ以前と比べて低い額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない旨回答している。

一方、申立てに係る事業所が加入していた厚生年金基金が保管する加入員記録原簿及び同社が加入していた健康保険組合が保管する被保険者名簿における申立期間の標準報酬月額に係る記録はオンライン記録と一致している。

また、申立てに係る事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録について、さかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間と近接する時期に申立人と同じく申立てに係る事業所の取締役であった者の標準報酬月額も、昭和 58 年 7 月に 8 等級引き下げられており、当時、取締役の中で申立人だけが標準報酬月額を引き下げられているわけではない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から32年10月1日まで
A社に入社して以来、報酬が下げられたことはないにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額（1万円）がその前月（1万2,000円）を下回っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、A社の現在の代表取締役も、「A社は休眠状態であり、申立期間に係る給与の支払、厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していた同僚（複数）からは、厚生年金保険料の控除額に係る具体的な証言は得られなかった。

さらに、同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比べてみても、申立人のみが低額であるとは認められない上、これらの標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額（15 万円）が、その直前と比べて下がっている。当時は給与が少しずつ増額しており減額したことは無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する業務稟議書から、月額 16 万 6,000 円であった申立人の給与が昭和 63 年 7 月から月額 18 万 6,000 円に増額されたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金基金の記録とオンライン記録は一致しており、業務稟議書のとおり給与月額が改定されていたとした場合、昭和 63 年 10 月 1 日の標準報酬月額は、同年 5 月から同年 7 月までの給与支給総額による健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「基礎届」という。）に基づき 17 万円となり、その後、給与改定後の同年 7 月から同年 9 月までの給与支給総額による健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「変更届」という。）に基づき 19 万円に改定されているはずであるが、オンライン記録及び厚生年金基金の記録には、この改定の記録は無い。

また、申立てに係る事業所は、基礎届により申立人の標準報酬月額を昭和 63 年 10 月 1 日に 15 万円と決定し、変更届は提出していないことについて、「理由は不明であり、改定後の給与月額に見合う厚生年金保険料を控除したか否かは、当時の貸金台帳等を保管しておらず、不明である。しかし、給与計算については、基礎届に基づく標準報酬月額を機械に登録して処理するため、標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額についての記憶はなく、ほかに申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
中学校を卒業した後、昭和 25 年 4 月 1 日に私を含む 4 人が A 社に就職した。その約 1 か月後に健康保険証を受け取った覚えがあるので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元従業員の証言から、期間を特定することはできないが、申立人は同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の元事業主は、「当社は既に廃業しており、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を控除したか否かについて確認できる資料が無い。しかし、細かいことは覚えていないものの、3 か月くらいは厚生年金保険に加入させない試用期間があったように記憶している。」と回答している。

また、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員の一人は、「申立人と同様に、中学校を卒業した後、昭和 25 年 4 月に入社したが、厚生年金保険には同年 7 月 1 日に加入しており、入社後 3 か月くらい厚生年金保険に加入させてもらえない試用期間があったと思う。」と証言している。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 2 日から同年 6 月 28 日まで
勤務していたA社B出張所の閉鎖に伴い、昭和 59 年 1 月末に同社を退職した。同年 2 月に厚生年金保険の任意継続被保険者（第四種被保険者）となったはずであるにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月末にA社を退職した後（被保険者資格は、同年 2 月 2 日喪失）、申立期間の厚生年金保険料を同社から渡された納付書により毎月郵便局で納めていたと主張しているが、同社は、「厚生年金保険任意継続被保険者の保険料告知書は社会保険事務所（当時）から直接被保険者宛に送付されるものであり、当社から被保険者に渡すことはない。」と回答しており、申立人は同社の健康保険組合における任意継続被保険者でもあったことから、申立人が主張する納付書は、この任意継続に係る健康保険料の納付に用いるものであったと推認できる。

また、制度上、第四種被保険者となれるのは、被保険者期間が 10 年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、同期間の合計が 240 か月（20 年）に達するまでの期間とされているところ、申立人はA社に係る資格を喪失した時点において厚生年金保険被保険者期間が 198 か月と厚生年金保険第四種被保険者としての加入条件を満たしており、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得年月日（昭和 59 年 6 月 28 日）及び同原票の備考欄における「62 年 12 月 1 日喪失予定」との記録から、申立人が昭和 62 年 12 月 1 日を満了日として申立人の厚生年金保険被保険者期間が 240 か月となる 59 年 6 月 28 日に資格を取得したことが確認できることから、任意継続制度への加入時に、同事業所における被保険者資格の喪失日にさかのぼって同資格を取得することは無かったと認められる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 ころから 11 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間について、A社に営業担当として勤務しており、平成 10 年 10 月 30 日から 11 年 3 月 16 日まで雇用保険の被保険者記録があるにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 30 日から 11 年 3 月 16 日まで申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が居住する市が保管する申立人に係る給与支払報告書から、申立人は 10 年 10 月 21 日以前は、申立てに係る事業所とは別の事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の役員及び従業員からも申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られず、当時の社会保険事務担当者とは連絡が取れない。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間中、国民年金に加入し、同期間を含む平成 10 年 4 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料について、申立期間より前の平成 10 年 4 月 14 日に免除申請していることが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から同年9月25日まで
② 昭和35年4月1日から36年5月1日まで
③ 昭和36年7月3日から37年4月23日まで

出産を契機として昭和37年4月にA社を退職したが、同社における厚生年金保険の被保険者期間のほか、それ以前に勤務していた2社における被保険者期間を併せて脱退手当金が支給されたこととなっている。退職した後に分娩費や失業保険（当時）を受給した記憶はあるが、脱退手当金については受給した記憶がない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和37年4月23日）した以後、別の事業所において同資格を取得（昭和40年10月1日）するまでは国民年金の被保険者となるべき期間ではあるが、その所持する国民年金手帳によると、申立人が初めて国民年金に加入したのは昭和41年8月1日（国民年金手帳記号番号の払出日：昭和41年10月31日）であり、申立人は、上記期間について国民年金に加入しておらず、公的年金の通算制度に対する意識が高かったとまでは言えず、脱退手当金を請求することに不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月ころから 40 年 7 月ころまで
申立期間について、A社に勤務していたと記憶しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言から、期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、「申立期間当時の資料は何も残っておらず、申立人に関する雇用形態、厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している上、申立人の同僚（当時）からも申立人に係る厚生年金保険料の控除に係る証言は得られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。